

労働報酬下限額の適用除外について

1 最低賃金の概要

【最低賃金制度】

・最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度

【最低賃金の適用される労働者の範囲】

・地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用)



・労働報酬下限額の設定は、法定最低賃金以上の支払いを事業者に課すもので、**最低賃金が適用される全ての労働者に適用**します。

2 最低賃金の減額の特例許可制度

・一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められます。

(最低賃金法：第7条) (最低賃金法施行規則：第4条)

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方



・上記の理由に該当し、特例として最低賃金の減額が認定された方は、労働報酬下限額の適用の対象となりません。

・なお、上記「(1) 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い方」を雇用する場合の労働局の許可を受けられる条件等は、下記のとおりとなります。

- 単に障害があるだけでは、許可の対象とはならない。
- 障害が業務の遂行に直接著しい支障を与えているかどうかを確認し、障害の程度については、厚生労働省が指定する比較対象労働者の労働能率のレベルに達していないことが条件
- 特例の許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事する場合には、一般の労働者と同じ最低賃金が適用